

DataSpider ERP Adapter for SAP ソフトウェア使用許諾契約書

本契約書は、DataSpider ERP Adapter for SAP（以下、「本ソフトウェア」という）をインストール又は使用するお客様（以下、「甲」という）と SCSK 株式会社（以下、「乙」という）との間で定めるものです。本ソフトウェアをインストールする前に、本使用許諾契約書を注意深く御読み下さい。甲が本ソフトウェアの全部又は一部をインストールすることにより、甲は以下全ての条件を受諾したものとみなされます。

第1条(使用権許諾)

乙は、乙が許可する CPU 数以下のコンピュータで、甲が本ソフトウェアのコピー1部を甲乙合意した機器にインストールする為、及び自己使用の目的の為に必要となる、日本国内における非独占的かつ譲渡不能な使用権を甲に許諾します。

第2条(本ソフトウェアの使用)

1. 甲は、乙の書面による事前の承諾なしに、本ソフトウェアに関する使用権を第三者（甲の親会社、子会社及び関連会社を含む。以下同じ。）に再許諾もしくは譲渡することはできません。また、本ソフトウェアを第三者に譲渡、転貸もしくは占有の移転をすることはできません。また、乙の書面による事前の承諾を得て、日本国外に本ソフトウェアまたは関連する技術情報を提示する際に、本ソフトウェアが、日本の外国為替及び外国貿易法その他の輸出関連法の規制対象となる場合には、それらの規則に従います。
2. 甲は、いかなる目的においても、乙の書面による事前の承諾なしに、本ソフトウェアの全部又は一部を変更、改変又は複製（バックアップの為の複製（1 部）を除く）することはできません。また、第三者に当該行為をさせることもできません。
3. 甲は、いかなる目的においても、本ソフトウェアの全部又は一部について、他のプログラム等と結合し、又は逆アセンブル及び逆コンパイル等の行為を行うことはできません。また、第三者に当該行為をさせることもできません。

第3条(機密保持)

1. 甲は、乙の書面による事前の承諾なしに、本ソフトウェアに関する情報及びその他本契約に関連して知り得た乙に関する一切の情報（以下「機密情報」という）を第三者に開示、複製および漏洩してはいけません。なお、本条の機密保持義務は、本契約終了後も効力を有します。
2. 甲は、善良なる管理者の注意をもって機密情報を厳重に管理するとともに、機密情報を使用する甲の従業員に対して、前項の機密保持義務を遵守させるものとします。

第4条(権利の帰属)

1. 甲は、本ソフトウェアに関する産業財産権及び著作権が乙に帰属することを認めるとともに、これらの権利を侵害しないものとします。
2. 甲は、本契約に基づき本ソフトウェアに関する使用权のみを取得し、本ソフトウェアに関する所有権、産業財産権及び著作権その他のいかなる権利も取得しないことを認めるものとします。

第5条(保証)

1. 乙は、甲が本ソフトウェアを購入後60日以内に本ソフトウェアが乙の提供する製品マニュアル通り稼働しないこと(以下、「契約不適合」という)が発見された場合、それが乙の責に帰すべき事由により生じた場合に限り、乙は、自己の費用と責任において、本ソフトウェアの修補又は交換を行うものとします。ただし、本ソフトウェアが甲または乙指定外の第三者により修正または変更された場合には、当該契約不適合が甲の修正または変更により生じたか否かに関わらず、本項の責任は適用されないものとします。
2. 甲が第三者より、本ソフトウェアが第三者の日本国内における産業財産権、著作権、その他の権利を侵害するものとして、クレーム(訴訟の提起を含む、以下同様とする)を受けた場合、乙は次の各号の全ての要件をみたす場合に限り、甲に生じた損害を第8条に従い賠償するものとします。
 - 1) 甲が申し立てを受けた日から5日以内に、乙に対して申し立ての内容を通知すること。
 - 2) 甲は、第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、乙に実質的な参加の機会及び決定の権限を与えるとともに必要な援助をすること。
 - 3) クレームの原因について乙の責めに帰すべき事由があること。
3. 本条に定める乙の保証責任は、甲が本契約に違反して本ソフトウェアを使用した場合には適用されないものとします。
4. 甲が、第2項に基づき、第三者より本ソフトウェアの使用中止の要求を受けた場合、または、クレームを受けた場合もしくはそのおそれがある場合には、乙はその判断により非侵害のものにするために本ソフトウェアを修正することができるものとする。
5. 本条は、本ソフトウェアに関して乙が甲に対して負う保証責任の全てを規定したものであり、乙はその他のいかなる保証責任も負わないものとします。

第6条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結日から第7条または甲乙の書面合意に基づき本契約が終了する日までとします。

第7条(契約解除)

1. 乙は、甲に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、何等催告を要せず直ちに本契約を解除することができるものとし、このとき甲は、乙の指示に従い、直ちに本ソフトウェアを廃棄、もしくは乙に返還しなければなりません。なお、本項の規定は、乙による第8条に定める

損害賠償請求の権利を妨げません。

- 1) 甲の契約不履行が、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、是正されないとき
 - 2) 甲に重大な過失又は背信行為があったとき
 - 3) 甲が差押、仮差押、仮処分、公売処分その他公権力の処分を受け、又は民事再生手続開始、会社更生手続開始、特定調停、もしくは破産その他倒産手続開始の申立がなされたとき
 - 4) 甲が手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - 5) 甲が公租公課の滞納処分を受けたとき
 - 6) 甲の資産、信用状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
 - 7) 総会屋、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関連団体およびその他反社会的勢力(以下「反社会的勢力等」という)であるとき、または反社会的勢力等であったとき
 - 8) 役職員又は主要な出資者が、反社会的勢力等の構成員であるとき、またはあったとき。
 - 9) 自らまたは反社会的勢力等を利用し、相手方に対して詐術、暴力的行為、不当要求または脅迫的言辞を用いたとき
 - 10) 自らまたは反社会的勢力等を利用し、相手方の名誉・信用を毀損し、または毀損するおそれのあると認められるとき
 - 11) 自らまたは反社会的勢力等を利用し、相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をし、または妨害するおそれのあると認められるとき
 - 12) その他、本契約又は個別契約を継続し難い重大な事由が発生したとき
2. 前項により本契約が解除された場合、甲は、当然に期限の利益を失い、乙に対する一切の債務を直ちに履行するものとします。
 3. 本条第1項により本契約が解除された場合、甲は、すでに支払った使用権許諾料その他一切の料金について、返還を求めることはできません。

第8条(損害賠償)

甲は、乙の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、当該損害に関わる本ソフトウェアの使用権許諾料を上限として、現実に被った直接かつ通常の損害に限り、相手方に対して損害賠償を請求することができます。また、乙は、甲の契約不履行により損害を被った場合、相手方に対して損害賠償を請求することができます。甲および乙は、その予見可能性の有無にかかわらず、相手方の特別損害、間接損害および逸失利益については責任を負わないものとします。

第9条(契約変更)

本契約の変更は、両当事者の権限を有する者が記名捺印した書面でのみ行うことができます。

第10条(メンテナンスサービス及びバージョンアップ)

1. 甲は別途本ソフトウェア購入元とメンテナンスサービス契約を締結することにより、当該メンテナンスサービス契約期間中、本ソフトウェアの最新バージョンを使用できる権利を持ちます。メンテナンスサービスにより得られたソフトウェアは、本契約の条項に従ってのみ使用することができます。

きます。ただし、最新バージョンのリリースに伴って価格改定が行われる場合、本契約の限りではありません。この場合、価格改定時の規定に従い手続きを行って頂くことにより、本ソフトウェアの最新バージョンを使用できる権利が継続されます。

2. 甲が乙から当該メンテナンスサービスを受ける場合、甲は SAP ジャパン社所定の SAP 製品に関する製品保守契約を同社と締結していることを条件とします。
3. その事由の如何を問わず本契約が終了した場合、同時に当該メンテナンスサービス契約も終了するものとします。

第 11 条 (存続条項)

本契約終了後といえども、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 7 条第 2 項及び第 3 項、第 8 条、第 10 条第 3 項、本条、第 12 条並びに第 13 条は、なお有効に存続するものとします。

第 12 条 (準拠法及び裁判管轄)

本契約は、日本国法に準拠しこれに従って解釈されるものとし、本契約の履行に関して生じた紛争については、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 13 条 (その他)

1. 本契約に定めのない事項その他本契約に関して生じた疑義については、甲乙誠意をもって協議し決定します。
2. 甲がいかなる販売形態、販売経路により本ソフトウェアを購入した場合にも、乙が書面にて認めた別段の定めがある場合を除き、本契約が適用されるものとします。

以 上